

宿泊税条例施行後の状況に関する調査結果

<概要版>

京都市では、国際文化観光都市としての魅力を高め、市民生活と調和し、京都ならではの文化の継承に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成 30 年 10 月 1 日から「宿泊税」を導入している。

宿泊税条例の施行後 1 年余りが経過したことから、現行の宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証し、今後の宿泊税に関する事務の参考とするため、宿泊事業者・宿泊者・市民・旅行業者を対象としたアンケート調査、観光関係団体・有識者を対象としたヒアリング調査を実施した。

I 京都市宿泊税の現状

1 課税状況

年度	時点	課税対象施設数 (延べ)	申告施設数 (延べ) (申告率)	宿泊税額		収入額	徴収率
				宿泊数	調定額		
平成 30 年度 (平成 30 年 10 月分～平成 31 年 2 月分)	平成 30 年度 決算時点	16,572	14,372 (86.7%)	約 775 万泊	約 15 億 5,000 万円	約 15 億 3,800 万円	99.3%
	令和 2 年 3 月 11 日時点	16,501	16,489 (99.9%)	約 790 万泊	約 15 億 8,000 万円	—	—
令和元年度 (平成 31 年 3 月分～令和元年 11 月分)	令和 2 年 3 月 11 日時点	34,796	34,249 (98.4%)	約 1,684 万泊	約 33 億 6,800 万円	—	—

2 使途

《平成 30 年度決算》

事業名	宿泊税充当額 (百万円)
混雑対策	369
民泊対策	121
宿泊事業者支援	41
受入環境の整備	305
京都ならではの文化振興・美しい 景観の保全	479
宿泊税導入に必要な経費	223
合計	1,538

《令和元年度予算》

事業名	宿泊税充当額 (百万円)
混雑対策・分散化	868
民泊対策	143
宿泊事業者支援・宿泊観光推進	386
受入環境の整備	715
国内外への情報発信	256
京都ならではの文化振興・美しい 景観の保全	1,681
宿泊税課税・徴収経費	114
合計	4,163

Ⅱ アンケート調査結果

《調査の概要》

	宿泊事業者アンケート	宿泊者アンケート	市民アンケート	旅行業者アンケート
調査対象	特別徴収義務者となっている宿泊事業者 300 事業者	京都市内への宿泊者 (日本人宿泊者・ 外国人宿泊者)	18 歳以上の市民 4,000 人	旅行業者 11 事業者
調査方法	無作為抽出による 郵送配布－郵送回収	調査員の聞き取りによる ヒアリング調査 (市内5箇所：二条城, 伏見稲荷大社, 清水寺, 嵐山, 京都駅)	無作為抽出による 郵送配布－ 郵送・Web 回収	郵送配布－郵送回収
調査期間	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 2 月	令和元年 12 月 14 日 (土) 12 月 15 日 (日)	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 1 月	令和元年 12 月 ～ 令和 2 年 3 月
回収状況	166 事業者 (回収率 55.3%)	日本人宿泊者 504 人 外国人宿泊者 543 人	1,383 人 (回収率 34.6%)	3 事業者 (回収率 27.3%)

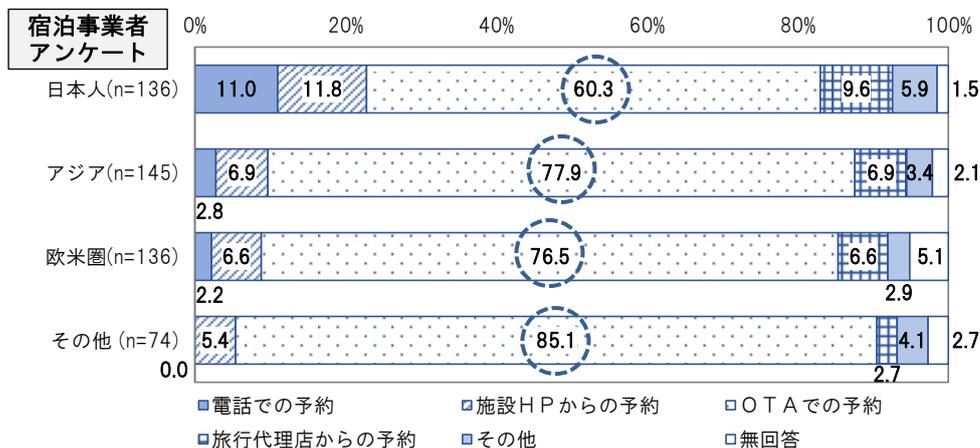
《調査結果》

1. 宿泊客の宿泊施設の予約方法について

【宿泊事業者アンケート】

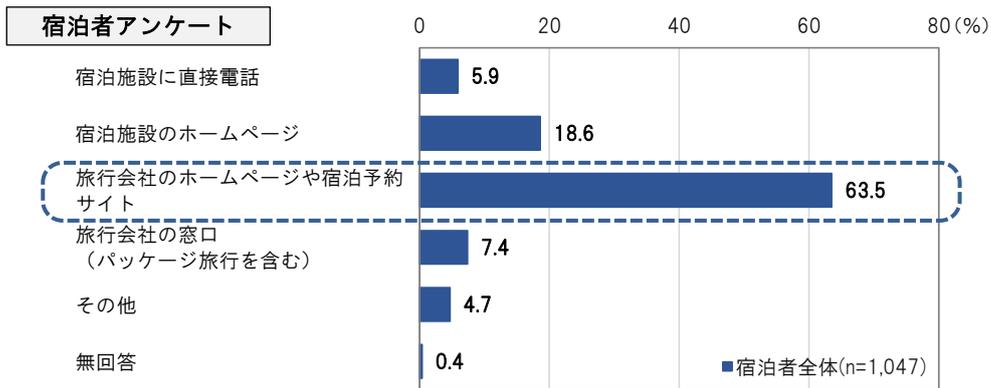
○日本人宿泊客、外国人宿泊客ともに、予約方法は「OTA*での予約」が最も多く、特に外国人宿泊客では8割前後を占めている。

※インターネット上のみで取引を行う旅行会社



【宿泊者アンケート】

○「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が6割以上を占め、最も多くなっている。

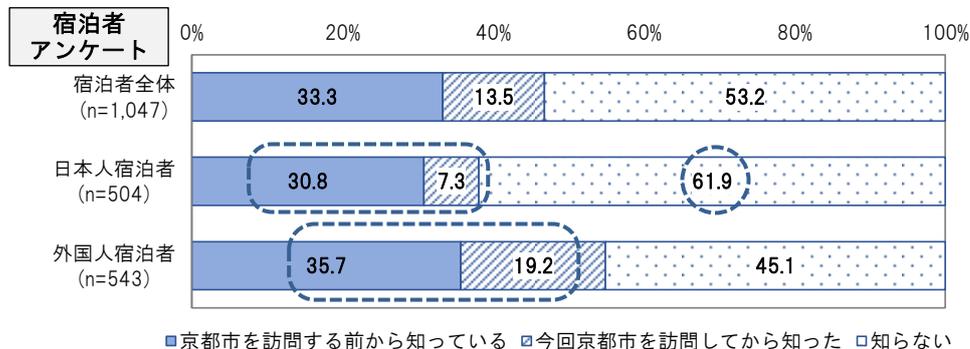


2. 宿泊税の認知度

【宿泊者アンケート】

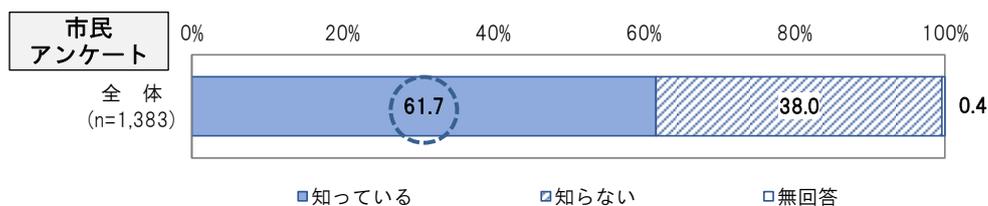
○宿泊者全体の認知度は「知らない」が半数以上を占め、最も多くなっている。

○日本人宿泊者は、「知らない」が6割以上で、「京都市を訪問する前から知っている」と「今回京都市を訪問してから知った」を合わせても、認知度は4割未満となっている。また、外国人宿泊者は、「京都市を訪問する前から知っている」と「今回京都市を訪問してから知った」を合わせると、認知度は半数以上となっており、日本人宿泊者と比べてやや高くなっている。



【市民アンケート】

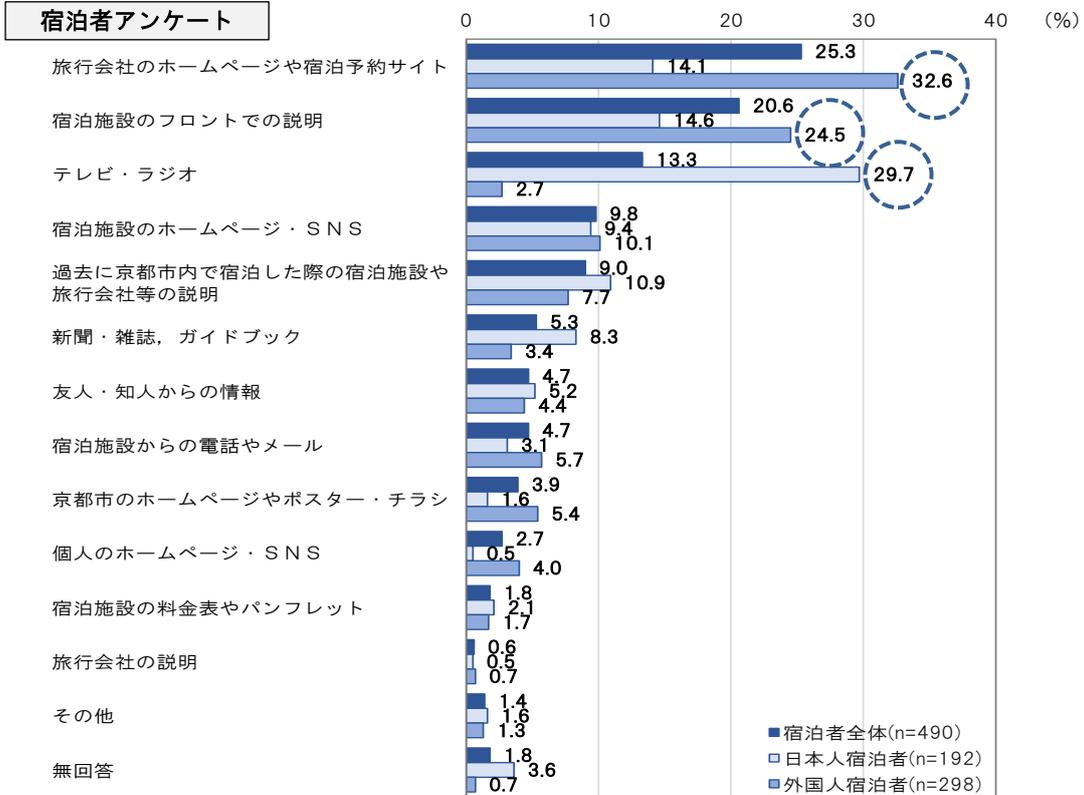
○市民の認知度は、6割以上を占めている。



3. 宿泊税について知ったきっかけ

【宿泊者アンケート】

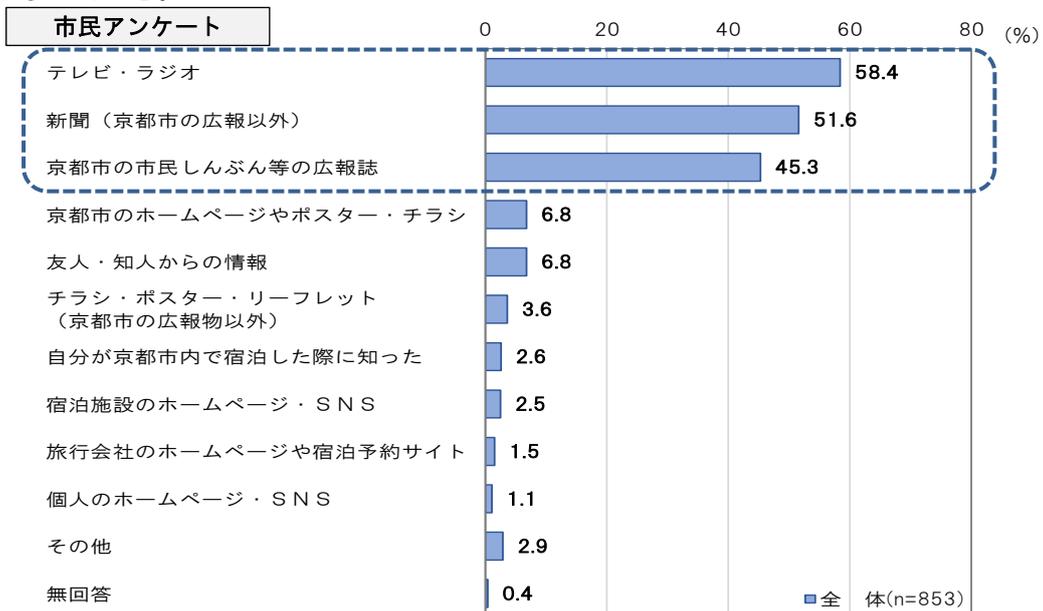
○宿泊税を知ったきっかけは、日本人宿泊者は「テレビ・ラジオ」が最も多く、外国人宿泊者は「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」、「宿泊施設のフロントでの説明」がそれぞれ多くなっている。



【市民アンケート】

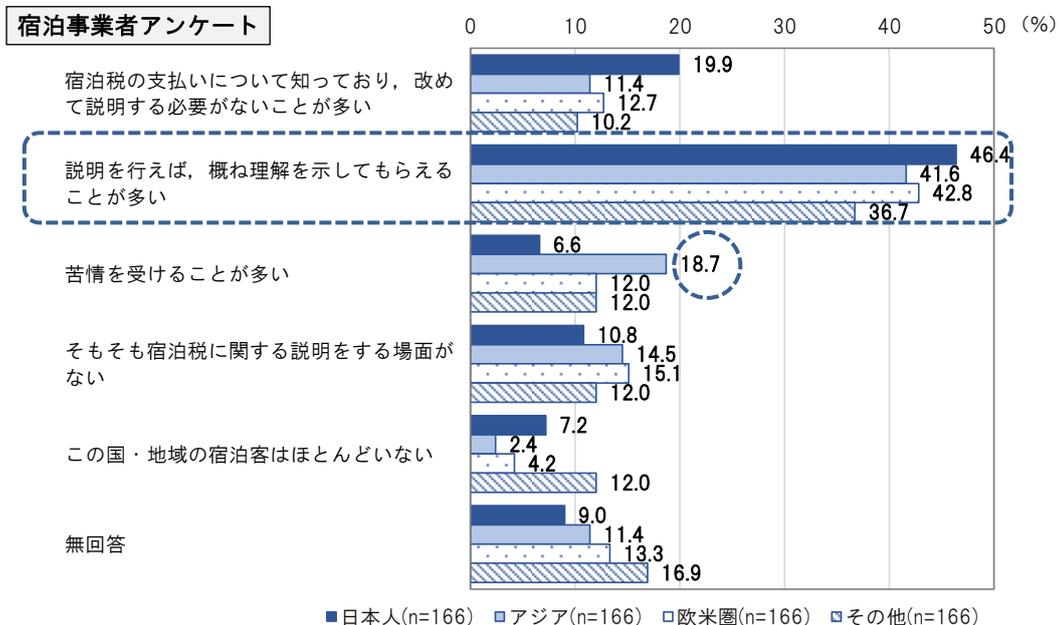
○市民が宿泊税を知ったきっかけは、「テレビ・ラジオ」が58.4%と6割近くを占めて最も多く、次いで「新聞（京都市の広報以外）」（51.6%）、「京都市の市民しんぶん等の広報誌」（45.3%）の順となっている。

○上記以外の媒体はそれぞれ1割未満となっており、メディアや広報誌で知った人が大半を占める結果となっている。



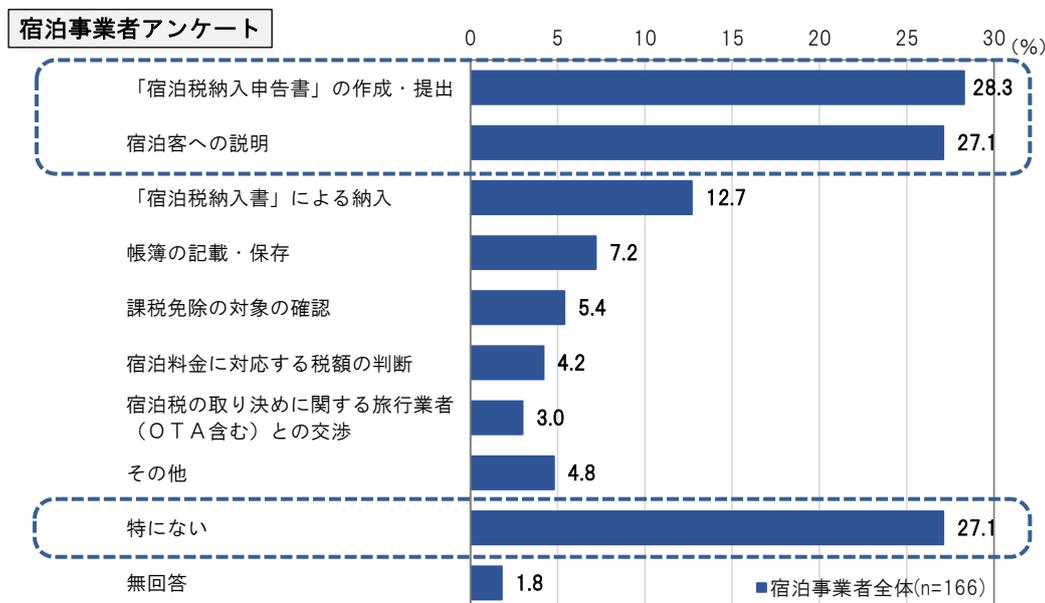
4. 宿泊税の支払いに関する広報・説明に対する宿泊客の反応

- 宿泊者全体では、「説明を行えば、概ね理解を示してもらえることが多い」が最も多く、「苦情を受けることが多い」との回答は、最も割合が高いアジアの宿泊客でも2割に満たない。
- また、苦情を受ける頻度については、最も「苦情を受けることが多い」との回答があったアジアの宿泊客でも、「毎日」、「毎週」よりも「毎月」と回答した宿泊事業者の方が多かった。



5. 徴収事務について

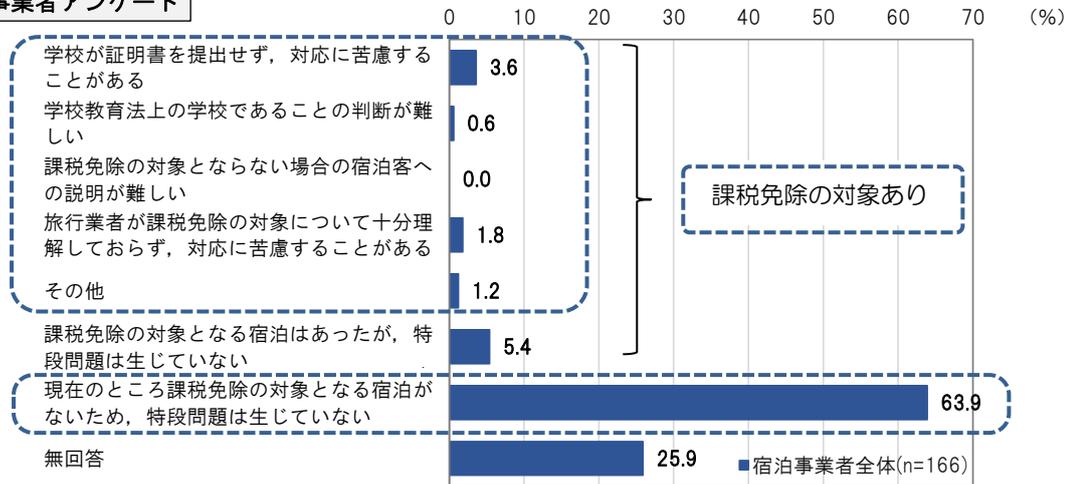
- 宿泊事業者が徴収事務で最も苦労していることは、「宿泊税納入申告書」の作成・提出、「宿泊客への説明」、「特にない」がそれぞれ約3割を占めている。



6. 課税免除の確認事務について

- 課税免除の確認事務について最も苦労していることは、6割以上の宿泊事業者が「現在のところ課税免除の対象となる宿泊がないため、特段問題は生じていない」と回答している。
- 『課税免除の対象がある』との回答があった宿泊事業者では、約6割が『課税免除の確認事務について、対応等に苦慮することがある』と回答している。

宿泊事業者アンケート

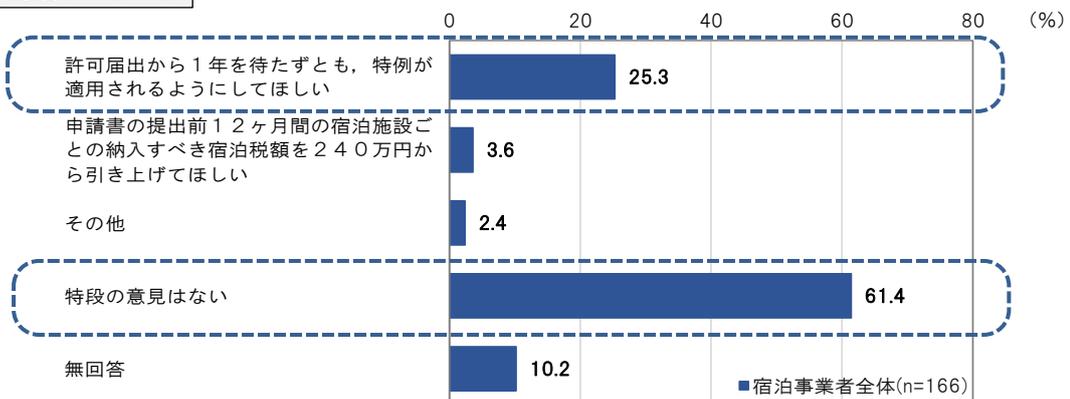


7. 申告納入期限の特例制度[※]の適用要件について

- 申告納入期限の特例制度の適用要件については、「特段の意見はない」との回答が6割以上を占め、最も多くなっている。具体的な意見では、「許可届出から1年を待たずとも、特例が適用されるようにしてほしい」との回答が約3割を占めている。

※ 通常毎月の申告納入が必要なところ、3箇月分を取りまとめて年4回の申告納入とする特例

宿泊事業者アンケート

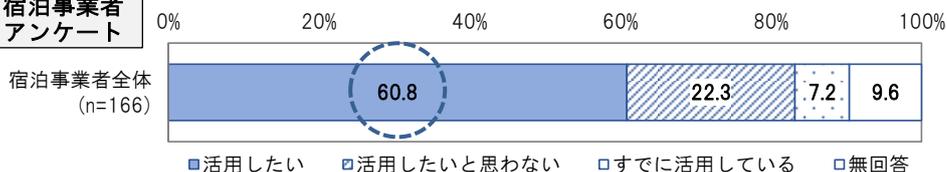


8. 代理徴収[※]について

- 代理徴収の仕組みがあれば「活用したい」との回答が6割以上を占め、最も多くなっている。

※ 旅行業者等を通じた宿泊予約において、旅行業者等が事前の決済時に宿泊客から宿泊料金と宿泊税を同時に徴収し、これらを区分して宿泊事業者に渡す仕組み

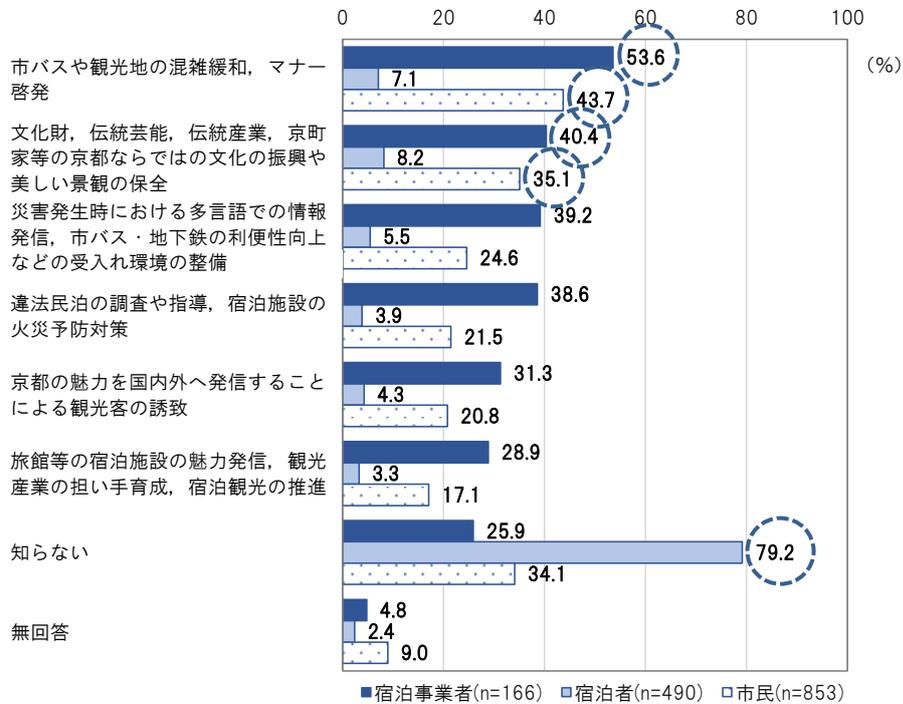
宿泊事業者アンケート



9. 宿泊税の使途

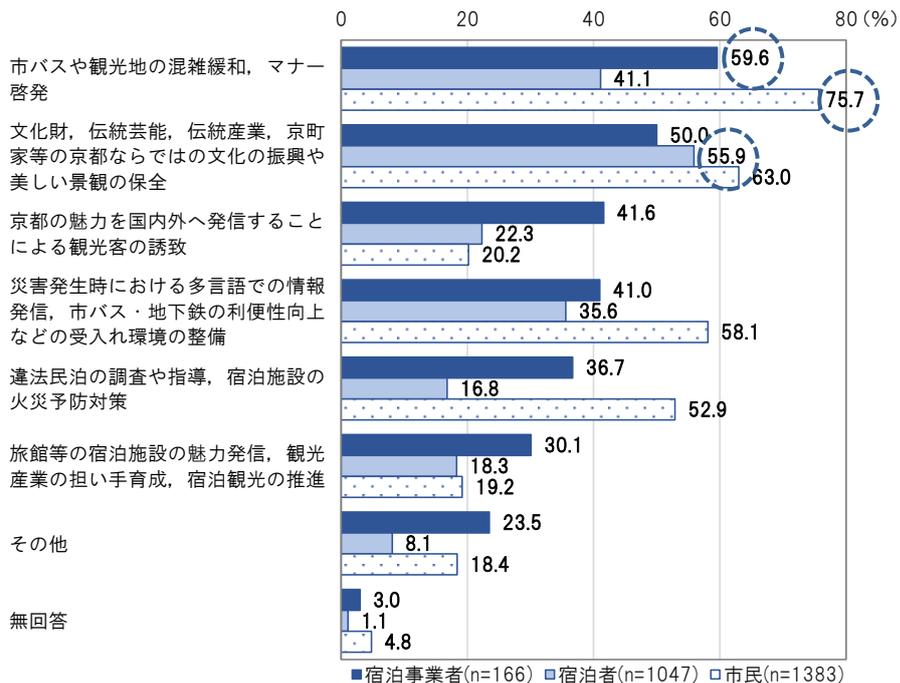
(1) 宿泊税の使途の認知度

- ・宿泊事業者や市民では「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が最も多く、次いで「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」が続く。一方で、宿泊者では「知らない」が約8割を占めて最も多くなっている。



(2) 宿泊税の使途に対する要望

- ・宿泊事業者や市民では「市バスや観光地の混雑緩和、マナー啓発」が最も多く、また、宿泊者では「文化財、伝統芸能、伝統産業、京町家等の京都ならではの文化の振興や美しい景観の保全」が最も多くなっている。



Ⅲ ヒアリング調査結果

《調査の概要》

	観光関係団体ヒアリング	有識者ヒアリング
調査対象	観光関係団体 5団体（団体名：実施日順） ○京都ホテル協会 ○京都市観光協会 ○京都簡易宿所連盟 ○日本ホテル協会京都支部 ○京都府旅館ホテル生活衛生同業組合	学識経験者 3名（対象者名：実施日順） 〔元「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源」の在り方に関する検討委員会」委員〕 ○矢ヶ崎 紀子 東京女子大学現代教養学部 国際社会学科教授 ○西垣 泰幸 龍谷大学経済学部教授 ○田中 治 同志社大学法学部教授
実施方法	対面でのヒアリング調査	対面でのヒアリング調査
実施期間	令和2年2月～令和2年3月	令和2年3月

《観光関係団体ヒアリング結果》

1. 宿泊税への理解の状況

- ・マスコミ・メディアなどの報道により、日本人宿泊客には、宿泊税は浸透してきていると感じる。
- ・富裕層が客層になっている場合、宿泊税に関しては問題なく徴収できている。
- ・文化の違いがあるので一概には言えないが、安く・長く宿泊するバックパッカーなどからの不満はあると思う。
- ・海外からの宿泊客には、宿泊予約時などに宿泊税について個々に説明はしているが、アジアからの宿泊客には理解してもらえない場合もある。

2. 宿泊税に関する広報や周知について

- ・それぞれの言語ごとに個別に作成したチラシがあれば使いやすい。
- ・京都市情報館以外に、宿泊税の用途を分かりやすく示すページを作ってはどうか。宿泊客、市民、宿泊事業者のそれぞれに向けた広報の方法・工夫が必要だと思う。
- ・欧米からの観光客には文化や景観、アジアからの観光客にはショッピングや交通に重点を置いた広報が効果的と考える。
- ・チラシを使って説明をしているが、宿泊税を払ってもらえず、京都市やOTAなどの第3者に入ってもらって説明することもある。チラシやポスターは、宿泊税を使って、具体的にこの点がこんなに良くなったと言えるような、用途に重点を置いた内容にしてもらいたい。
- ・宿泊税の用途を中心に広報し、納税者に納得して支払ってもらえるような周知をしてほしい。
- ・観光客に感謝の気持ちを伝えるような内容・文言を入れてほしい。
- ・宿泊施設だけでなく、観光により利益を享受している他の施設や事業者も、宿泊税のPRをするべき。
- ・宿泊税の用途については、今以上に分かりやすい資料の提示が必要だと思う。「京都市HPに掲載しています」ではまず見ない。大きな括りでまとめた資料ではなく、具体的な内容が分かるものが必要だと思う。

3. 徴収事務について

- ・納入申告書の作成・提出は特に苦勞していない。
- ・宿泊事業者は確実に人手不足となっている。そのような中で、申告書等作成のための集計に手間がかかっており、他の事業に手が回らなくなっている。
- ・カード決済の場合の宿泊税の手数料については、事業者が負担をすることがないように、カード会社等に働きかけてほしい。
- ・納入書の様式を改善してもらいたい。納入書を複写式にしてもらえるだけでも事務負担が軽減される。

4. 申告納入期限の特例制度の要件緩和について

- ・要件を緩和してもらえれば、事務負担の軽減につながると思う。

5. 課税免除について

- ・事務負担が増加することは厳しいが、年齢を要件とする課税免除を設けてはどうか。
- ・例えば、子どもの年齢で判断して免税とする場合、その年齢確認をどうするかが難しい。徴収事務の負担が増加すると考えられ、対応できない。

6. 代理徴収について

- ・旅行業者に宿泊税を徴収してもらえれば、事務負担は軽減されると思う。
- ・旅行業者が徴収した宿泊税を直接京都市に納付してもらうことまでは望んでいない。事前決済時に併せて宿泊税を徴収し、宿泊事業者に渡してもらえれば良い。
- ・代理徴収の実施、未実施が混在すると余計混乱するので、実施するのであれば一斉にしてもらいたい。
- ・代理徴収してもらう方が楽だが、徴収済みかどうかを明確に分かるようにしてもらいたい。

7. 宿泊税の用途について

- ・バスの混雑で市民が乗車できないこともあるので、バスの便数を増やすなどの対応が望まれる。
- ・交通案内の多言語化などは外国人観光客からの要望が多い。また、夜観光の充実や、Wi-Fiの設置なども進める必要があると思う。
- ・特に外国人旅行者の食べ歩きが多いため、ゴミ箱の設置や飲食スペースの設置に使ってほしい。また、観光客の荷物の一時預かりやデリバリーサービスについても、もっと広げていくべき。
- ・混雑対策で様々な取組が実施されているが、時間の分散化をしてはどうか。エリアの分散化は難しいと考える。
- ・チラシ・WEB・ポップのバージョンアップなど、もっと宿泊税のPRに予算を活用すべき。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で宿泊客が減少した際には、宿泊事業者の支援に宿泊税を使ってもらいたい。

8. その他

- 宿泊税の外国語標記については、観光振興目的であることが分かる名称にしてはどうか。
- オーバーツーリズムの大きな要因にもなっている「日帰り客」も課税対象としてもらいたい。
- 低価格帯の簡易宿所は価格競争が激化しており、廃業が増えてきている。簡易宿所も地域に貢献していることを考慮し、宿泊料金に見合った宿泊税額にしてほしい。宿泊税額の算出方法を定額ではなく定率にしてもらいたい。
- 税額の算出方法を定額から定率にした場合、宿泊料金の多寡による不公平感は減るかもしれないが、事務負担が増える。
- 税額の算出方法を定額でなく定率にすると、計算の手間が増えて余計な混乱を招く。安い宿の宿泊者も、同じ公共（行政）サービスを受けているので、定額で良いと思う。
- 観光客からの税の徴収事務は、宿泊事業者だけでなく幅広い業種で協力してもらってはどうか。
- 宿泊税のクレジット決済の手数料が宿泊事業者の持ち出しになっている場合がある。特別徴収事務補助金の補助率を3%から引き上げてもらいたい。
- 市職員の宿泊税の使途に対する認知度も上げてほしい。

《有識者ヒアリング結果》

1. 宿泊税に関する広報や周知について

- 周知については、宿泊税を活用した事業の実績を公表・PRしていくことが一番効果的であり、一番納得されると思う。
- 宿泊税が“認知”されることが最終目的ではなく、京都市内に宿泊される方にまた来てもらう、その際に気持ちよく宿泊税を支払ってもらう、その循環が最終目的である。
- 宿泊税の外国語での名称を観光振興目的であることが分かるようなものにするということについては賛成である。ただし、「kyoto」の文言は入れておくべきだと思う。京都の観光振興になるということをもPRするべき。

2. 課税免除について

- 税制度は簡素なものであるべきであり、課税免除を設けない方が望ましいと考える。
- 修学旅行等の次世代の育成を目的とした「教育」旅行を課税免除の対象にするという整理を行ったものなので、課税免除の対象拡大は行うべきではない。
- 仮に課税免除の対象を拡大しなければならないのであれば、国において幼保一元化も進められていることから、あくまでも「教育」旅行を課税免除の対象とするという考え方は崩さず、幼保一元化の範囲内で行うべきである。

3. その他

- 税制度はできるだけシンプルに、分かりやすくするべきで、税額の算出方法を定額から定率にすると、制度が複雑化してしまうと思う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症のように、今後不測の事態が生じた際に、宿泊事業者への支援等を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、基金を設けることを検討してはどうか。
- このような形で市民や宿泊者、宿泊事業者等にアンケートをとってフォローしているのは良いことだと思う。今後もフォローの積み重ねをしていくべき。

Ⅳ アンケート・ヒアリング調査結果を受けた分析

1. 宿泊税は用途を中心に、分かりやすく周知・広報を行うことはもとより、ターゲット別のより効果的な広報の方法についても検討していく必要がある。
2. 特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担の軽減につながる各種取組を進めていく必要がある。
3. 京都市の宿泊税制度は、宿泊事業者や関係団体の高い意識に支えられている。